

# 序章 都市計画マスタープランについて

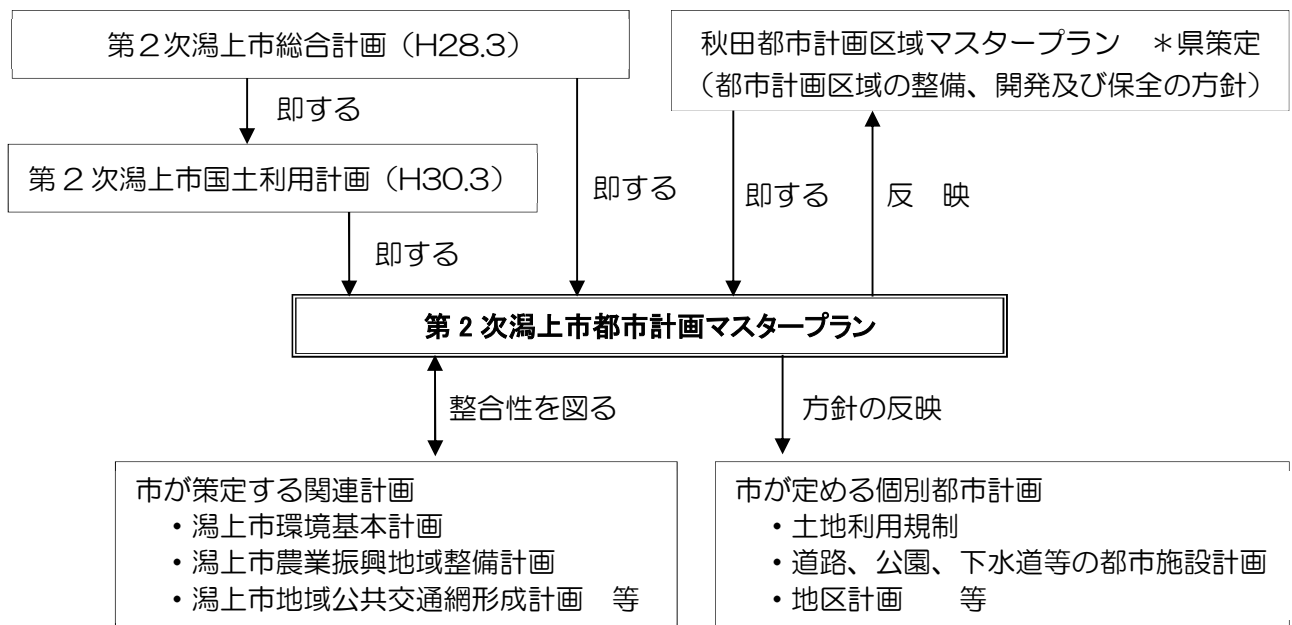
## 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて策定され、長期的な視点に立って、まちづくりの将来ビジョンやその実現に向けた方針を明らかにし、社会経済動向を踏まえながら、まちづくりを進めていくための指針となるものです。

## 2. 位置づけと役割

第2次潟上市都市計画マスタープラン（以下、「本マスタープラン」という。）は、「第2次潟上市総合計画」と秋田県が策定する「秋田都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即するとともに、市の関連計画等と整合性を図ります。

また、上位計画の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



なお、本マスタープランは次の役割を担います。

### まちづくりの将来ビジョンの明確化

おおむね20年後の都市の姿を見通しながら、長期的な視点による将来ビジョンを示すものです。

### 市が行う都市計画決定、変更の指針

今後の各種都市計画の決定をする上での根拠となり、都市計画の決定・変更を行う際の指針となります。

### 都市計画の総合性・一体性の確保

土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設の配置等、個々のまちづくり事業を相互調整し、都市計画の総合性・一体性を確保します。

### まちづくりに対する市民活動の促進

まちづくりに対する市民や事業者などの理解のもと、主体的な参加と取り組みを促進します。

### 3. 都市計画マスタープランの見直しの背景

人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題や防災・防犯に対する意識の高まり、コミュニティの多様化、地方分権の推進や厳しい地方財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は流動的で目まぐるしく変化しています。

本市では、平成 23 年 3 月に「潟上市都市計画マスタープラン」を策定し、同年 4 月には段階的な都市計画の見直しとして、市街化調整区域における「人口減少による地域活力の低下」と「地域コミュニティの維持」等地域課題の改善を目的に、都市計画法第 34 条第 11 号（以下、「3411」という。）を導入し、市街化調整区域の土地利用規制の緩和を実施しました。

また、上位計画の「第 2 次潟上市総合計画」が平成 28 年 3 月に策定され、同時期に「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「潟上市人口ビジョン」が策定されました。

さらに、都市計画に関する法令改正が行われているほか、秋田県が策定する「秋田都市計画区域マスタープラン」も改定の時期を迎えています。

これらの状況を受け、上位・関連計画との整合性、施策・事業等の進捗を踏まえ、これからの時代に応じたまちづくりの方向性を明らかにするため、「潟上市都市計画マスタープラン」を見直し、本マスタープランを策定します。

### 4. 目標年次

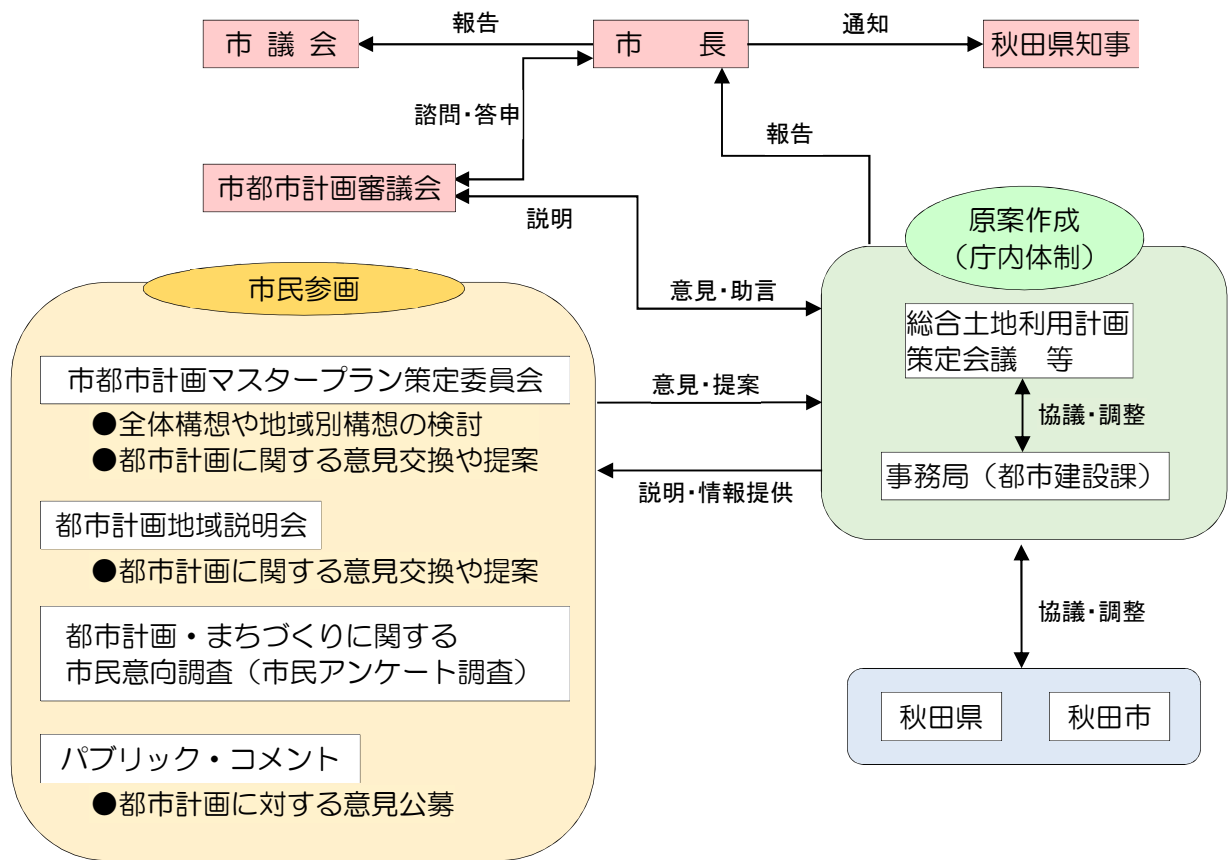
本マスタープランは、平成 30 年（2018 年）を基準年次とし、おおむね 20 年後の令和 22 年（2040 年）を目標年次とします。

### 5. 対象地域

本マスタープランの対象地域は、都市計画区域が基本となりますが、市全体の都市構造を検討したうえで、適正な土地利用や都市機能の配置を考える必要があるため、都市計画区域外を含む潟上市全域を対象とします。

## 6. 策定体制

本マスタープランは、以下の体制により策定します。



- 市都市計画審議会・・・識見者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民により構成し、専門的見地から意見を述べるとともに、助言を行います。
- 市都市計画マスタープラン策定委員会・・・農商工関係等団体の代表により構成し、本マスタープランやまちづくりに関する意見交換や提案を行います。
- 都市計画地域説明会・・・地域住民の立場でまちづくりに対する意見や提案を行います。
- 総合土地利用計画策定会議・・・本市における都市計画に関する基本的な方針及び土地利用に関する計画等を策定するため、幹事会（課長級）と策定部会（班長級）で組織されており、行政の立場から本マスタープランについて検討や協議を行います。